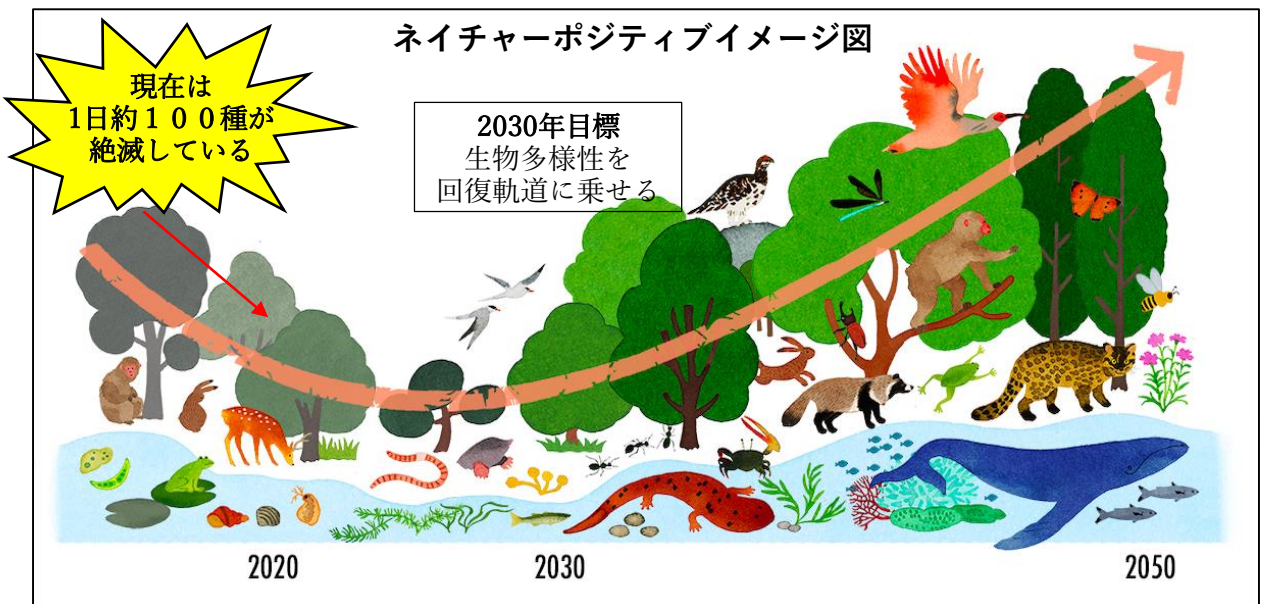




亀山市におけるネイチャーポジティブの実現に向けたまちづくり推進に係る連携協定

本市は、令和5年に策定された生物多様性国家戦略に掲げられた2030年のネイチャーポジティブの実現と2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30 by 30目標」の達成を目指し、官民連携により生物多様性の保全に取り組みます。

ネイチャーポジティブとは、減り続けてきた自然をこれ以上失わないようにするだけでなく、劣化した自然を回復させ、2030年までに全体としてより豊かな状態へと転じていこうとする考え方です。言い換えれば、「自然を守る」という消極的な姿勢にとどまらず、「自然を増やす・育てる」という積極的な発想へ切り替えていくということです。



株式会社百五銀行との「亀山市におけるネイチャーポジティブの実現に向けたまちづくり推進に係る連携協定」の締結について

1. 協定締結の経緯

株式会社百五銀行は、令和7年3月21日に「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の理念に賛同し、世界的なネットワークである「TNFDフォーラム」に参画することを発表され、生物多様性に係る取組を推進することを表明されました。これを具現化する取組として、令和7年4月に百五銀行と亀山市にて協議を行い、連携協定を結んで取り組む構想が挙がり、協定締結に向けて協議を重ねてきました。

こうした協議が実を結び、ネイチャーポジティブ経営の普及をとおして、持続可能な地域経済の実現に向けた取組を行うための連携協定を締結する運びとなりました。

2. 連携協定の概要

目的：市域におけるネイチャーポジティブを実現し、生物多様性保全と経済発展が両立した持続可能なまちづくりを協働して推進する。

期間：令和8年度～令和12年度 5ヵ年（状況に応じ更新予定）

内容：

- (1) 生物多様性に係る普及啓発に関すること
- (2) 企業による生物多様性保全に係るコミットメントの推進に関すること
- (3) 企業保有地における生物多様性保全対策の促進に関すること
- (4) 生物多様性を活用した観光業等の振興に関すること
- (5) 市域における生物多様性に係る状況把握と情報発信に関すること
- (6) 持続可能な生物多様性保全事業推進に係る資金調達体制構築に関すること
- (7) その他、市域におけるネイチャーポジティブの実現に関すること

連携協定の推進に関するスキーム図

